

公立大学法人愛媛県立医療技術大学における研究活動上の
不正行為の防止等に関する取扱規程

平成22年規程第78号

(目的)

第1条 この規程は、愛媛県立医療技術大学（以下「本学」という。）において行われる研究活動において、不正行為の防止及び不正行為が行われ、又はその恐れがある場合における措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 役員、教職員及び学生等をいう。
- (2) 教職員 次の規程の適用を受ける者、及び客員（共同）研究員をいう。
 - ア 公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員就業規則（平成22年規程第32号）
 - イ 公立大学法人愛媛県立医療技術大学有期雇用職員就業規則（平成22年規程第42号）
 - ウ 公立大学法人愛媛県立医療技術大学特命教授規程（平成25年規程第1号）
 - エ 公立大学法人愛媛県立医療技術大学代替教員就業規則（平成25年規程第2号）
 - オ 公立大学法人愛媛県立医療技術大学特定教員就業規則（平成26年規程第12号）
 - カ 特任教員に関する申合わせ事項（令和2年12月8日）
 - キ 公立大学法人愛媛県立医療技術大学共同研究取扱規程（平成22年規程第81号）
- (3) 学生等 学部生、大学院生及び科目等履修生、研究生等本学に在学又は在籍して修学又は研究に従事する教職員以外の者をいう。
- (4) 受理 申立て内容に不備が無く、予備調査の実施について判断できるに至った状態をいう。
- (5) 研究活動 研究資金の如何を問わず、本学において行う研究活動のすべてをいう。
- (6) 不正行為 教職員等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われたものに限る。
 - ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
 - エ 二重投稿 印刷物、電子出版物を問わず、既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
 - オ 不適切なオーサーシップ 著者資格を満たさない者を著者に加えること（ギフト・オーサーシップ）又は著者資格を満たす者を故意に除外すること（ゴースト・オーサーシップ）。

カ その他研究の実施又は研究費の使用等にあたり法令及び関係規則等に違反する行為

(責任者の設置)

第3条 本学は、不正行為を防止し研究活動の適切な執行管理を行うため、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、学長をもって充て、本学全体を統括し、研究活動の執行管理について最終責任を追う。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知し、不正行為の防止及び不正行為が行われ、又はその恐れがある場合における必要な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持ってその職務を遂行できるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、事務局長をもって充て、次の各号に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の執行管理について、本学全体を統括する実質的な責任を有する。
- (2) 基本方針に基づき、公的研究費の執行管理について、具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。
- (3) 教職員が研究費等の管理及び執行を適切に行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、学部長をもって充て、次項及び第3項に掲げる役割を果たすものとする。

- 2 最高管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる役割を果たすものとする。
 - (1) 不正防止等を図るため、教職員等に対し第10条に規定する研究倫理教育を定期的
に実施し、受講状況を管理監督する。
 - (2) 統括管理責任者とともに教員が適切に研究費等の管理及び執行を行っているか等
をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 3 基本方針に基づく研究倫理に関する対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

(研究倫理教育副責任者)

第7条 研究倫理教育責任者の職務を補佐するため、次項及び第3項のとおり研究倫理教育副責任者を置くものとする。

- 2 前条第2項の職務を補佐する研究倫理教育副責任者は、看護学科長並びに臨床検査学科長とする。
- 3 前条第3項の職務を補佐する研究倫理教育副責任者は、事務局次長とする。

(管理監督責任)

第8条 統括管理責任者、研究倫理教育責任者及び研究倫理教員副責任者が、その管理監督の責任を十分に果たさず、結果的に不正を招いた場合には、本学の規定に基づき、懲戒等の処分を行うものとする。

(不正防止計画の推進)

第9条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、研究活動上の不正防止計画を策定しなければならない。

- 2 事務局は、最高管理責任者の指示の下、本学全体の不正防止の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(研究倫理教育)

第10条 研究倫理教育は、教職員等に、人を対象とする研究において守るべき事項及び自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させ、本学の規定・会計ルール等を遵守する義務があることを周知することを目的に実施する。

- 2 研究倫理教育は、原則として毎年度ごとに、全ての教職員等が受講しなければならない。
- 3 研究倫理教育は、次の各項に掲げる内容とする。

(1) 不正行為の定義

(2) 人を対象とする研究において守るべき倫理的配慮に関する教育

(3) 次の各号に掲げるコンプライアンス教育

- ① 不正が発覚した場合の本学への影響
- ② 運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項
- ③ 不正が発覚した場合の懲戒等の処分・自らの弁償責任、研究費等の資金配分機関（本学が研究費として支給するもの以外の資金による研究において行われたとき。以下同じ。）における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置
- ④ 本学における不正対策

(誓約書の提出)

第11条 研究倫理教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため、教職員等から研究費の適正使用に関する誓約書（別記様式）を提出させるものとし、誓約書の提出がない場合には、競争的資金等への申請及び研究費の運営管理に関わることができないものとする。

(不正行為に関する申立て)

第12条 本学における研究活動において、第2条第6号に定める不正行為が行われ、又はその恐れがあると疑われる場合は、何人も書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、統括管理責任者に申立てを行うことができる。

2 申立ては、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

(不正行為に関する相談窓口)

第13条 本学において前条の規定による申立てに対応するため、不正行為に関する相談窓口(以下「相談窓口」という。)を事務局に置き、事務局次長をその責任者に充てる。

2 相談窓口担当には、経営企画グループ主幹を充てる。

3 相談窓口担当は、前条の規定による申立てを受理した場合は、直ちに事務局長(申立ての対象が事務局長の場合に係るものである場合を除く。)及び最高管理責任者に報告しなければならない。

4 相談窓口は、競争的資金等の使用に関する相談にも対応するものとする。

5 この条に定めるもののほか、相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(予備調査の実施)

第14条 最高管理責任者は、第12条の規定による申立てを受理した場合は、速やかに告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性その他必要と認める事項について、予備調査を行うものとする。ただし、事案により予備調査の必要がないと判断した場合はこの限りではない。

(本調査の実施)

第15条 最高管理責任者は、前条の規定による予備調査の結果に基づき、本調査を実施すべきか否かを決定するものとする。本調査を実施するか否かに関わらず、告発を受理した場合には、資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

2 前項の決定は、前条の申立て受理日から30日以内に行うものとする。

3 前項の場合において、最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、速やかに公立大学法人愛媛県立医療技術大学不正行為調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するとともに、申立者及び不正行為の疑義がある者(以下「被申立者」という。)に対し、その旨通知するものとする。本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関及び文部科学省に報告協議しなければならない。

4 実施を決定した本調査は、原則として、決定後30日以内に調査を開始するものとする。

(調査委員会)

第16条 調査委員会は、次に掲げる委員8名をもって組織する。

(1) 最高管理責任者

(2) 学部長

(3) 事務局長

(4) 最高管理責任者が必要と認める学外の専門家 4名

- (5) 最高管理責任者が必要と認める学内の教職員 1名
- 2 調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 4 第1項の委員は、申立者及び被申立者の利害関係者でない者とする。
- 5 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- 7 委員会の事務は、経営企画グループにおいて処理する。

(調査委員会委員の選出に対する異議申立て)

第17条 最高管理責任者は、第15条第3項の規定に基づき設置された調査委員会について、調査委員会委員の所属及び氏名を申立者及び被申立者に通知するものとする。

- 2 調査委員会委員の選出に対し異議がある申立者及び被申立者は、通知を受けた日から10日以内に最高管理責任者に異議申立てをすることができる。
- 3 前項に規定する異議申立てがあつた場合において、最高管理責任者が申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び被申立者に通知するものとする。

(調査時の措置)

第18条 最高管理責任者は、第14条に規定する予備調査を実施するために必要と認めるときは、申立者、被申立者その他関係者に対し、次の各号に定める措置を要請することができる。

- (1) 事実関係の聴取
 - (2) 関係資料等の提出
 - (3) 調査対象の教職員等の研究室等で調査事項に関連する場所の一時閉鎖
 - (4) 研究費使用の一時停止
 - (5) その他必要な措置
- 2 前項の規定は、調査委員会が本調査を実施する場合において準用する。

(調査への協力)

第19条 申立者、被申立者その他関係者は、予備調査及び本調査を拒むことはできず、誠実に協力しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定により調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）に対し、情報提供を理由とする不利益な取扱いを受けることのないよう、必要な措置をとるものとする。

(被申立者からの意見聴取)

第20条 調査委員会は、不正行為の調査及び認定に際し、被申立者からの意見聴取を行わなければならない。

(申立者及び被申立者の保護)

第21条 最高管理責任者は、調査協力者が、申立者、被申立者、申立内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、申立者及び被申立者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、徹底するものとする。

(不正行為の認定)

第22条 調査委員会は、第20条に規定する意見聴取において被申立者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被申立者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被申立者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被申立者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 4 第1項の認定は、原則として、調査開始後150日以内に行うものとするが、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 調査委員会は、第1項の認定結果を、速やかに最高管理責任者、申立者、被申立者、資金配分機関及び文部科学省に通知するものとする。
- 6 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出するものとし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に報告するものとする。
- 7 不正行為の存在が確認された場合、学長は、個人情報又は知的財産の保護等、開示しない合理的な理由がある場合を除き、当該認定の概要について公表するものとする。公表する内容には次の各号の内容を含めるものとする。
 - (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 公表時までに行なった措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法、手順等
- 8 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。
- 9 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(認定に対する不服申立て)

第23条 被申立者は、前条第5項の規定により通知された内容に不服がある場合は、通知を受けた日から10日以内に調査委員会に対し、不服を申し立てることができる。

- 2 調査委員会は、前項による不服申し立てがあったときは、速やかに資金配分機関及び

文部科学省に報告するものとする。

- 3 調査委員会は、不服申立ての内容を精査し、必要と認める場合は30日以内に再調査を実施するものとする。
- 4 不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をした時は速やかに資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(再調査に関する事項)

第24条 調査委員会が、再調査を行う決定を行った場合には、被申立者は、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力するものとする。

- 2 再調査の決定日から起算して原則50日以内にその結果を最高管理責任者に報告し、速やかに申立者、被申立者、資金配分機関及び文部科学省に通知するものとする。
- 3 被申立者から前項に規定する協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができるものとする。この場合には直ちに理事長に報告し、不正行為を認定するものとする。

(不正行為が認定された場合の措置)

第25条 最高管理責任者は、調査委員会が、被申立者の不正行為について事実であると認定し、第23条による不服申立てがなかったときは、この事実について公表するものとする。

- 2 第23条による不服申立てがあったときは、同条及び前条の定めによる調査のあと、不正行為が事実であると認定されたときに、この事実について公表するものとする。
- 3 認定された不正行為が、本学が研究費として支給するもの以外の資金による研究において行われたものであるときは、直ちに当該資金の使用を中止するものとする。
- 4 不正行為を行った者及び不正行為に協力したと認定された者の処遇については、公立大学法人愛媛県立医療技術大学学則その他関係規程の定めるところによるものとする。

(不正行為が認定されなかった場合の措置)

第26条 最高管理責任者は、調査委員会が、被申立者の不正行為について事実であると認定しなかった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(悪意に基づく申立ての認定)

第27条 最高管理責任者は、不正行為が認定されなかった場合において、申立者が悪意に基づく申立てをしていたと認定したあと、次項による不服の申立てがなかったときには、申立者の所属及び氏名を公表するものとし、当該申立者に対し必要な措置をとるものとする。

- 2 申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、第23条の規定により不服を申立てることができる。この場合において、第23条第1項中「被申立者」とあるのは、「申立者」と読み替えるものとする。
- 3 前項の不服申立てがあったときは、前項の定めによる調査のあと、悪意による基づく申立てと認定されたときに第1項による公表及び必要な措置をとるものとする。

(被申立者の名誉回復)

第28条 最高管理責任者は、不正行為が認定されなかった場合は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知し、被申立者の名誉を回復するため及び不利益が生じないために、必要かつ十分な措置をとるものとする。

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、平成19年2月15日付け（平成3年2月1日改正）文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）、平成26年8月26日付け文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、及び令和3年3月23日付け（令和4年3月10日一部改正）文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、平成27年3月6日付け日本学術会議「回答 科学研究における健全性の向上について」、及び平成27年1月16日付け（最終改正：平成29年2月23日）「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を準用する。

2 前項に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月5日から施行する。

別記様式（第11条関係）

公的研究費の運営・管理に関する誓約書

平成 年 月 日

愛媛県立医療技術大学長 様

所属

職名

氏名

印

公的研究費の申請に当たり、公的研究費の運営・管理に関して次のことを誓約いたします。

- 1 「公立大学法人愛媛県立医療技術大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を遵守すること。
- 2 公的研究費は適正に運営・管理し、不正を行わないこと。
- 3 規則等に違反して不正を行った場合は、大学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。